## 議員提出第5号議案

## 島根県議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年2月13日

提出者 五百川純寿野津浩美

和 田 章一郎 井 田 徳 義

川上昌彦中村芳信

島 田 三 郎 多久和 忠 雄

内 田 敬

## 島根県議会会議規則の一部を改正する規則

島根県議会会議規則(昭和34年島根県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第14条中「添え」を「備え」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、 委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

第16条中「添え」を「備え」に改める。

第38条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第71条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第98条及び第109条中「第38条第2項」を「第38条第3項」に改める。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。